

を反映せず、税効果会計を適用することになる。

開示については、企業がグローバル・ミニマム課税制度の施行日以後その適用が見込まれるか否かの判断を適時にかつ適切に行うことについて懸念があるとの意見が聞かれたため、実務対応報告44号の適用に関する開示は求めないこととされている(実務対応報告44号16項)。

(2) 事例分析

2023年3月期決算のうち、6月末までに有報を提出しているすべての会社2,550社の連結財務諸表(連結財務諸表を作成していない会社、および連結財務諸表を国際財務報告基準(以下、「IFRS」という)または米国会計基準に準拠して作成している会社については財務諸表)について、実務対応報告44号を適用した旨の開示状況を調査した。その結果、グローバル・ミニマム課税制度の影響が見込まれる企業などにおいて実務対応報告44号を適用した旨の注記を行っている会社はなかった。実務対応報告44号の適用に関する開示は求めないこととされていることを踏まえて、注記を行わなかったものと考えられる。

なお、IFRSを適用している企業においては、グローバル・ミニマム課税制度から生じる法人所得税について、国際会計基準(IAS)12号

「法人所得税」で定められる例外措置を適用しており、これに関する繰延税金資産および繰延税金負債は認識および開示していない旨を、重要な

会計方針や法人所得税の注記に記載している事例もみられた。

第3章

STOの取扱い、法人税等会計基準 当期に早期適用や未適用の 会計基準の開示分析

実務対応報告43号

(1) 解説

① 概要

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律28号)により、金融商品取引法が改正されたことにより、いわゆる投資性ICO(Initial Coin Offering)は金融商品取引法の規制対象とされ、各種規定の整備が行われた。また、2020年5月に改正

施行された金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「金商業等府令」という)において「電子記録移転権利」

② 会計処理

よりも広い概念である「電子記録移転有価証券表示権利等」が定められた。電子記録移転有価証券表示権利等の具体例については図表26にまとめています。こうした状況を踏まえ、ASBJにおいて、金商業等府令における「電子記録移転有価証券表示権利等」の発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討が行われ、2022年8月26日に実務対応報告43号が公表された。

電子記録移転有価証券表示権利等は、その発行および保有がいわゆるブロックチェーン技術等を用いて行われる点を除けば、従来のみなし有価証券(電子記録移転有価証券表示権利等)に該当しないみなし有価証券を指す。以下(同じ)と権利の内容は同一と考えられるため、実務対応報告43号では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行および保有の会計処理は、基本的に従来のみなし有価証券を発行および保有する場合の会計処理と同様に取り扱うこととされている(実務対応報告43号27項)。